

春日井市無電柱化推進計画

令和4年8月

春日井市

目 次

1 無電柱化の目的と位置づけ	1
1.1 はじめに.....	1
1.2 無電柱化の目的	2
1.3 無電柱化推進計画の位置づけ.....	3
2 無電柱化の推進に関する基本的な方針	4
2.1 春日井市における無電柱化の現状	4
2.2 無電柱化の課題.....	5
2.3 無電柱化の対象道路.....	6
3 無電柱化推進計画の期間.....	8
4 無電柱化の推進に関する目標.....	8
5 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	10
5.1 無電柱化の整備手法	10
5.2 無電柱化事業の費用負担.....	12
5.3 占用制限制度の的確な運用	12
5.4 関係者間の連携の強化.....	13
6 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項.....	14
6.1 市民等への啓発.....	14
6.2 無電柱化に関する情報収集・共有	14
6.3 計画の進行管理.....	14

1 無電柱化の目的と位置づけ

1.1 はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震や風水害等の災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来す等、種々の危険があります。しかしながら我が国の無電柱化率は、欧米はもとよりアジアの主要都市と比較しても大きく立ち遅れている状況であります。全国には依然として、道路と民地をあわせて約 3,600 万本の電柱が建っており、減少するどころか増加しているのが現状であります。このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」が 2016 年(平成28年)12月に施行されました。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画の策定を市町村の努力義務として規定しています。

これまでの無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施してきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化等によりその必要性がより一層高まっています。本市においても、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、降雨の局地化、集中化、激甚化による大規模な風水害の発生も懸念されています。

大規模災害発生時に、交通機能及び情報通信機能等を維持できるよう、本市では「春日井市地域強靱化計画」を策定しており、その中の推進すべき施策の1つに、被害を受けやすい電柱やその道路における阻害要因の除却を位置づけ、安全性の向上を検討しているところです。

本計画は、無電柱化法に基づく市町村無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

表 1 過去の災害による電柱の主な被害状況

災害	年月	名称	電柱の被害状況	備考	出典
地震	1995年1月 (平成7年)	阪神・淡路大震災	通信:約3,600本 電力:約4,500本	倒壊した電柱や電線が道路の通行を阻害。生活物資の輸送に影響を与えたほか、緊急車両の通行にも支障が生じた。	国土交通省ウェブサイト
地震	2016年4月 (平成28年)	熊本地震	倒壊した電柱:244本 傾斜した電柱:4,091本	盛土の崩壊や落石・岩盤崩壊等により、約200箇所で開催止めが発生した。	国土交通省ウェブサイト
台風	2019年9月 (令和元年)	台風15号	千葉県全体 電柱:約1,750本	鉄塔や電柱の倒壊、大規模な停電が発生。停電解消まで約2週間を要した。	経済産業省ウェブサイト

1.2 無電柱化の目的

無電柱化を図ることにより、安全に、安心して生活できる環境が整備され、また、街並みが整うことにより、災害に強く、魅力あるまちとなります。

無電柱化の意味を踏まえ、本市では、次の3点を目的として、国や県、関係事業者と連携して無電柱化を推進します。

(1) 【防災】 都市防災機能の強化

緊急輸送道路をはじめ、春日井市災害対策本部や防災拠点、避難所等に面している道路等の災害応急対策の円滑な実施のために必要な道路において、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに、電気や通信等のライフラインの安定供給の確保を図ります。

(2) 【安全・円滑な交通確保】 通行空間の安全性・快適性の向上

バリアフリーに資する道路や人通りの多い商店街等にある道路において、誰もが安全で快適に移動できる通行空間を確保します。

(3) 【景観形成】 良好な都市景観の形成

鉄道駅周辺等において、景観の阻害要因となる電柱や電線をなくすことで、良好な景観形成を図り、まちの魅力を向上させます。

1.3 無電柱化推進計画の位置づけ

国及び愛知県の無電柱化推進計画を基本として、本市の上位計画である「第六次春日井市総合計画」等の内容を踏まえ、「JR春日井駅周辺バリアフリー基本構想」や「春日井市地域防災計画」をはじめとする関連計画との連携・整合を図った計画とします。

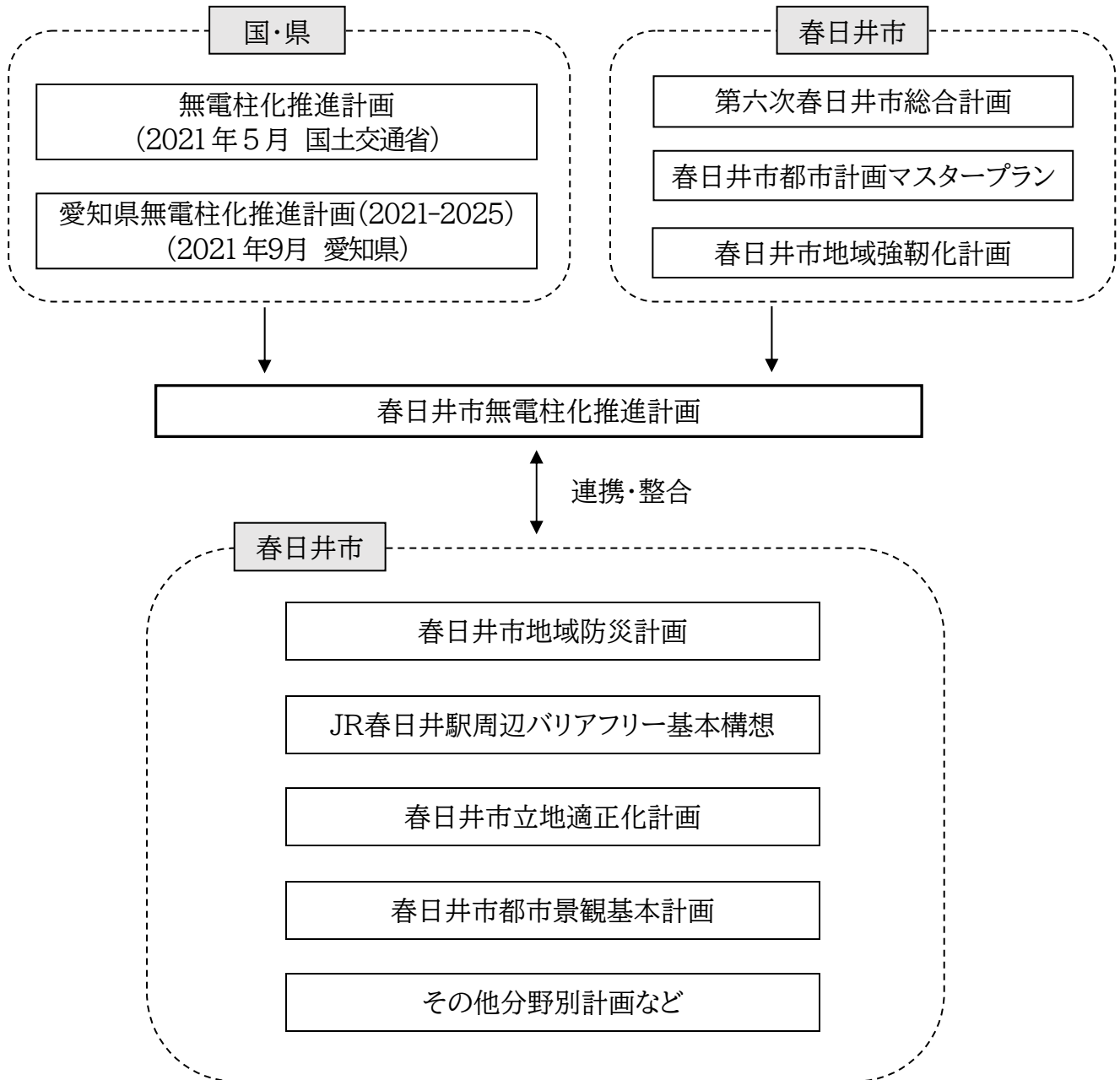


図 1 無電柱化推進計画の位置づけ

2 無電柱化の推進に関する基本的な方針

2.1 春日井市における無電柱化の現状

本市において無電柱化が実施されている箇所は、2021 年度(令和3年度)現在、国道 19 号線、主要地方道春日井一宮線、県道高蔵寺停車場線及び勝川駅前広場周辺の各一部で、合わせて約 8.1km となっており、市内にある道路の約 0.6%にあたります。

また、市内には国道 19 号、302 号、155 号及び東名高速道路の4路線を合わせた約 32.5km が第1次緊急輸送道路に指定されており、このうち国道 19 号の約 7.4km で無電柱化が実施されています。

表 2 無電柱化整備済み路線一覧

番号	路線名	道路延長	備考
①	国道 19 号	約 7.4km	国道
②	主要地方道春日井一宮線	約 0.35km	県道
③	県道高蔵寺停車場線	約 0.15km	県道
④	勝川駅前広場周辺	約 0.23km	市道
	合計	約 8.13km	(市道=約 0.23km)

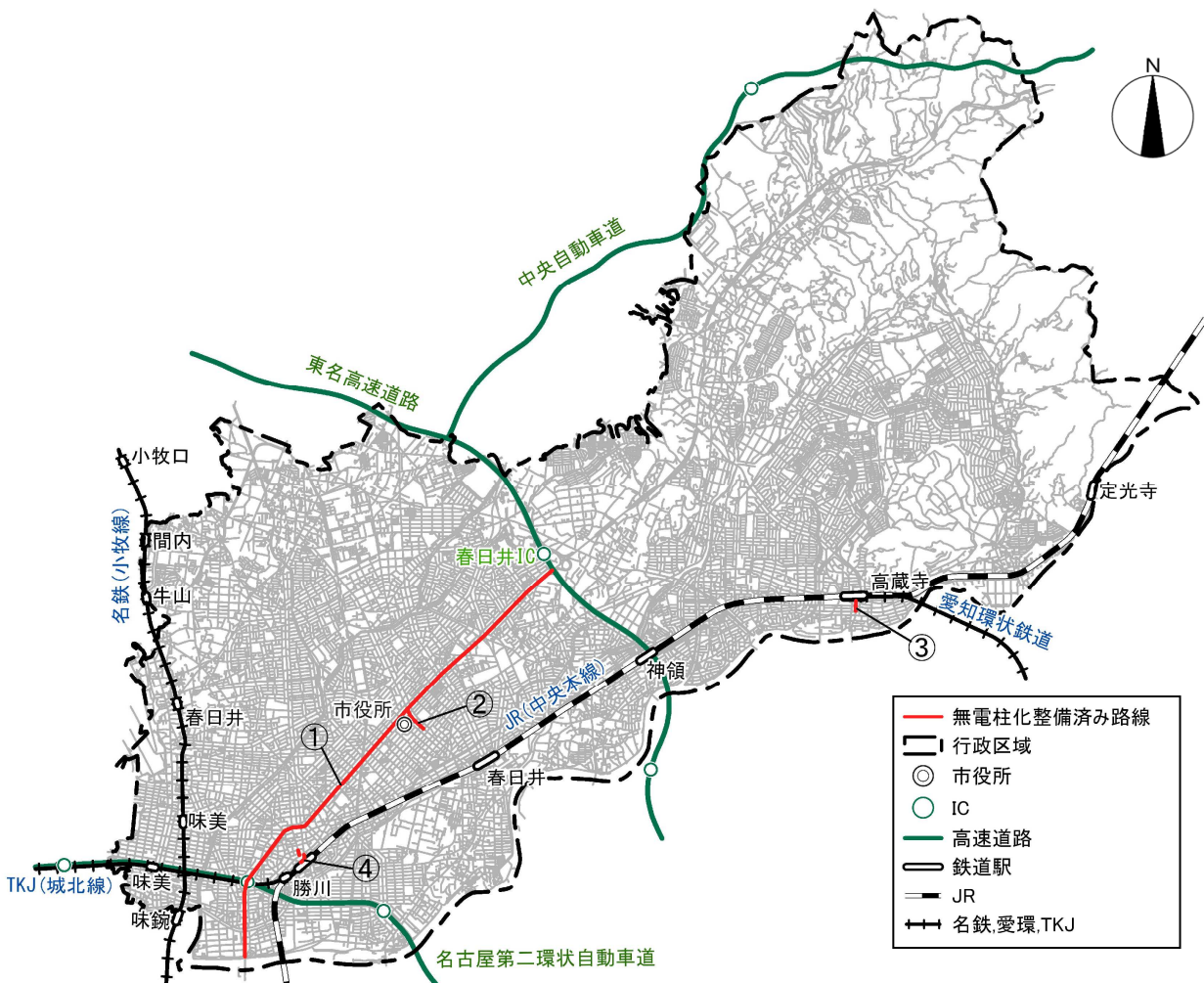


図 2 無電柱化整備済み路線図

2.2 無電柱化の課題

(1) 整備コストの高さ

電線共同溝の整備をはじめとした無電柱化には多額の費用がかかるため、費用の縮減及び低コスト手法の適用が無電柱化事業を実施する上で大きな課題となっています。国土交通省資料によると、電線共同溝の整備費用は、施設整備延長1kmあたり約5.3億円(道路管理者負担額:約3.5億円、電線管理者負担額:約1.8億円)と算出しており、道路管理者及び電線管理者ともに大きな負担となっています。

電線共同溝の構造形式と費用負担

第1回無電柱化推進のあり方検討委員会資料

- 電線共同溝本体(管路、特殊部)の整備は、道路管理者が実施。建設負担金を除き、国と地方公共団体が負担(地方公共団体が整備する場合は、国が補助金等で支援)
- 地上機器(トランス等)・電線等の整備や建設負担金は、電線管理者が負担

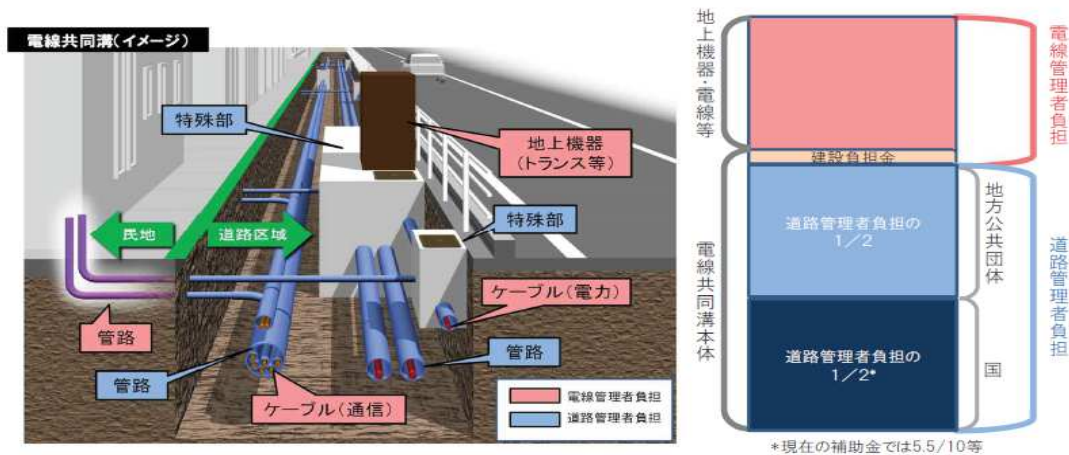


図3 電線共同溝方式費用負担イメージ(出典:国土交通省ウェブサイト)

(2) 事業期間の長さ

無電柱化事業の実施にあたっては、設計、本体工事のほか、支障移転、占用手続き等、関係事業者と多くの調整を要するため、長期の事業期間を要します。

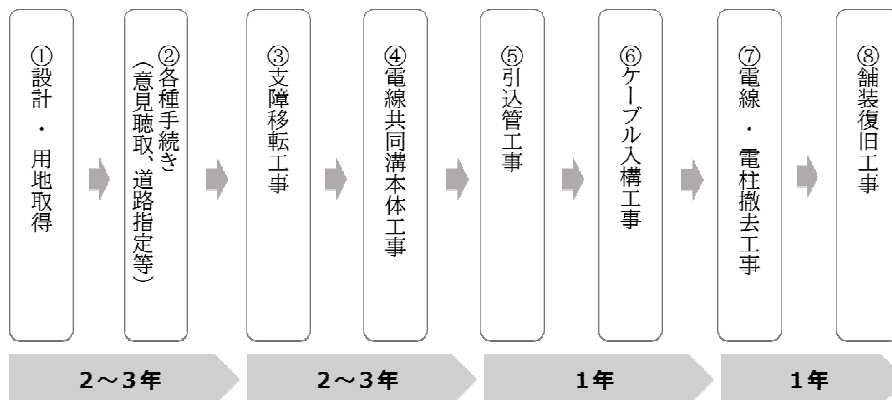


図4 標準的な電線共同溝の整備スケジュール(出典:愛知県ウェブサイト)

2.3 無電柱化の対象道路

本市における無電柱化の目的に基づき、次の道路について優先的に無電柱化を推進します。なお、国道、県道については、当該道路管理者と調整を図りながら、協力を要請します。

(1) 防災

電柱倒壊による道路閉塞、長期停電及び通信障害の防止を図るため、春日井市災害対策本部や防災拠点、避難所等へのアクセス路線である緊急輸送道路及び将来緊急輸送道路として指定が想定される路線について無電柱化を推進します。また、都市機能誘導区域内の主要な路線、無電柱化が整備済み及び計画されている路線と緊急輸送道路をつなぐ路線についても無電柱化を推進します。

(2) 安全かつ円滑な交通の確保

誰もが安全かつ快適に通行できるように、移動の円滑化及びバリアフリー化の観点から、スムーズな移動の確保に資する路線について無電柱化を推進します。また、地域の骨格的な道路網を形成する幹線道路(歩道を有する2車線以上の道路)及び主要な補助幹線道路(幹線道路を補完する道路)についても、利用頻度の高い路線における安全確保の観点から無電柱化を推進します。

(3) 良好な景観の形成

不特定多数の方々が訪れる主要な鉄道駅周辺等については、まちの魅力向上の観点から無電柱化を推進します。また、主な用途地域としては、商業地域、近隣商業地域、住居系地域において実施するものとします。

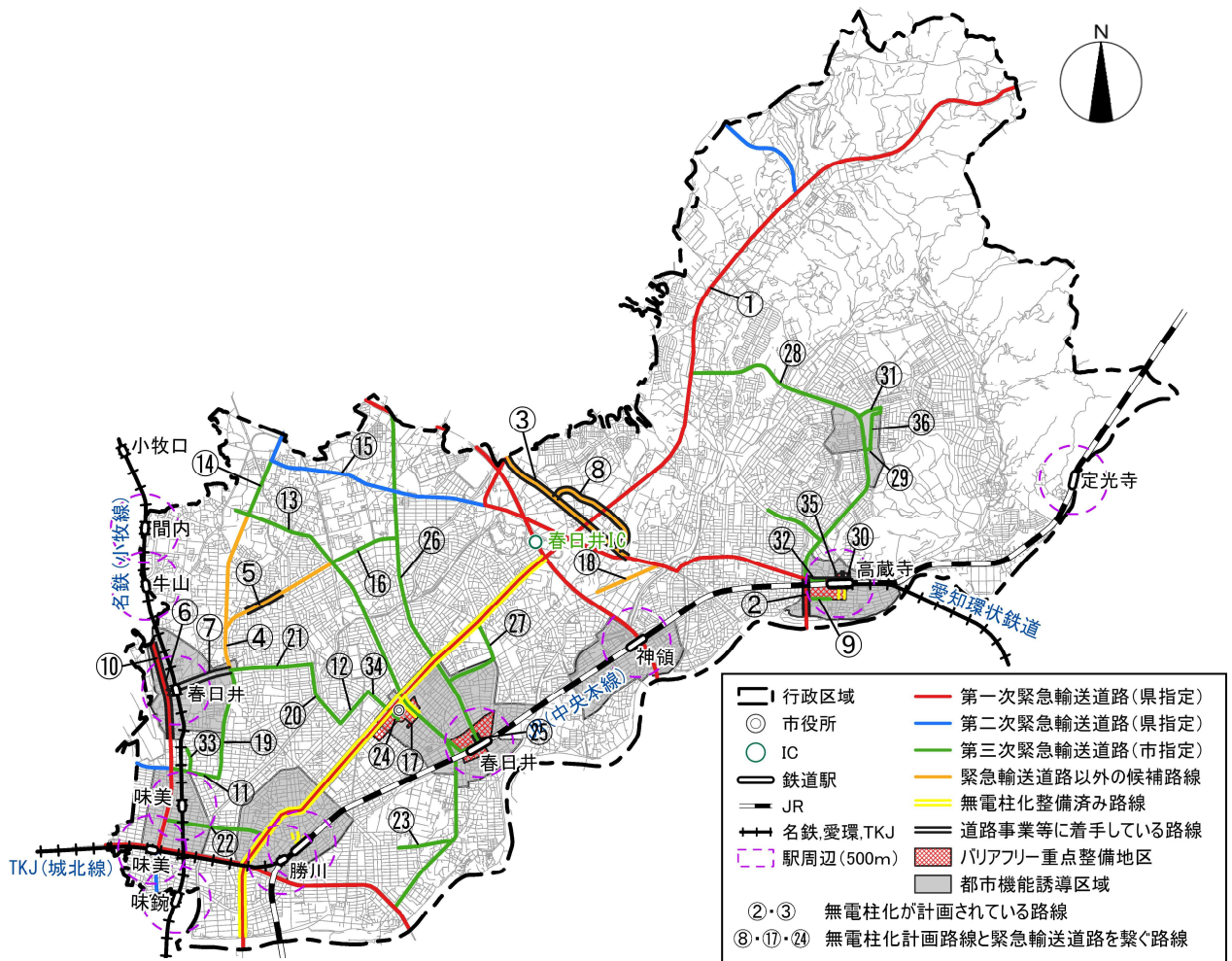
(4) 道路事業等に合わせた無電柱化

道路の新設・拡幅を行う際や、土地区画整理事業、市街地再開発事業、バリアフリー化事業等、他の関連計画と併せて道路を整備する際に占用制限制度の活用を含めて無電柱化を推進します。

以上により、無電柱化の対象候補として選定される路線を**表3**及び**図5**に示します。

表 3 無電柱化対象候補路線一覧

番号	路線名	番号	路線名
①	国道 19 号	⑲	市道 104 号線 犬山春日井線
②	国道 155 号	⑳	市道 112 号線 朝宮線
③	3・3・2 北尾張中央道	㉑	市道 115 号線 朝宮公園線
④	3・4・17 犬山春日井線	㉒	市道 120 号線 味美線
⑤	3・4・36 鷹来線	㉓	市道 125 号線 下条線
⑥	3・4・203 土合線	㉔	市道 128 号線 市役所西線
⑦	3・4・208 朝宮公園線	㉕	市道 129 号線 桃花台春日井線(1)
⑧	3・4・237 東山大泉寺線	㉖	市道 129 号線 桃花台春日井線(2)
⑨	県道下半田川春日井線	㉗	市道 130 号線 下原線
⑩	県道名古屋犬山線	㉘	市道 137 号線 白山線
⑪	主要地方道春日井稲沢線	㉙	市道 141 号線 岩中線
⑫	県道神屋味美線	㉚	市道 148 号線 駅広線
⑬	主要地方道春日井一宮線	㉛	市道 142 号線 藤石線
⑭	主要地方道春日井各務原線	㉜	市道 149 号線 高座線
⑮	県道小牧春日井線	㉝	市道 2044 号線
⑯	県道名古屋外環状線	㉞	市道 3844 号線
⑰	県道内津勝川線(1)	㉟	市道 7042 号線
⑱	県道内津勝川線(2)	㊱	市道 7561 号線



3 無電柱化推進計画の期間

2022年度(令和4年度)から2031年度(令和13年度)までの10年間とします。

4 無電柱化の推進に関する目標

これまでの無電柱化は防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施してきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化等により、無電柱化の必要性がより一層高まっています。特に、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信の回復力の強化も求められています。魅力あふれる美しい街並みを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう「2.3 無電柱化の対象道路」において選定の基準とした各要素を重ね合わせるとともに、無電柱化事業の標準的な事業期間、道路事業等の実施予定及び施工性を鑑み、対象候補路線のうち表4及び図6に示す路線について無電柱化を優先的に取り組みます。

なお、無電柱化の推進に向けては、電線管理者等の関係事業者との調整が不可欠であり、社会情勢の変化への対応や国や県の無電柱化推進計画との整合性及び予算の確保等から、事業の実施状況を踏まえ必要に応じて本計画の見直しを行います。

表4 無電柱化優先整備対象候補路線一覧

番号	路線名	道路延長
①	3・4・36 鷹来線	約0.6km
②	3・4・203 土合線	約0.13km
③	3・4・208 朝宮公園線	約0.83km
④	3・4・237 東山大泉寺線	約1.55km
⑤	市道128号線 市役所西線	約0.4km
⑥	市道129号線 桃花台春日井線(1)	約0.16km
⑦	市道148号線 駅広線	約0.2km
⑧	市道149号線 高座線	約0.6km
⑨	市道7042号線	約0.03km
	合計	約4.5km

(参考) 愛知県へ要請する路線

路線名
国道155号
3・3・2 北尾張中央道
県道名古屋犬山線

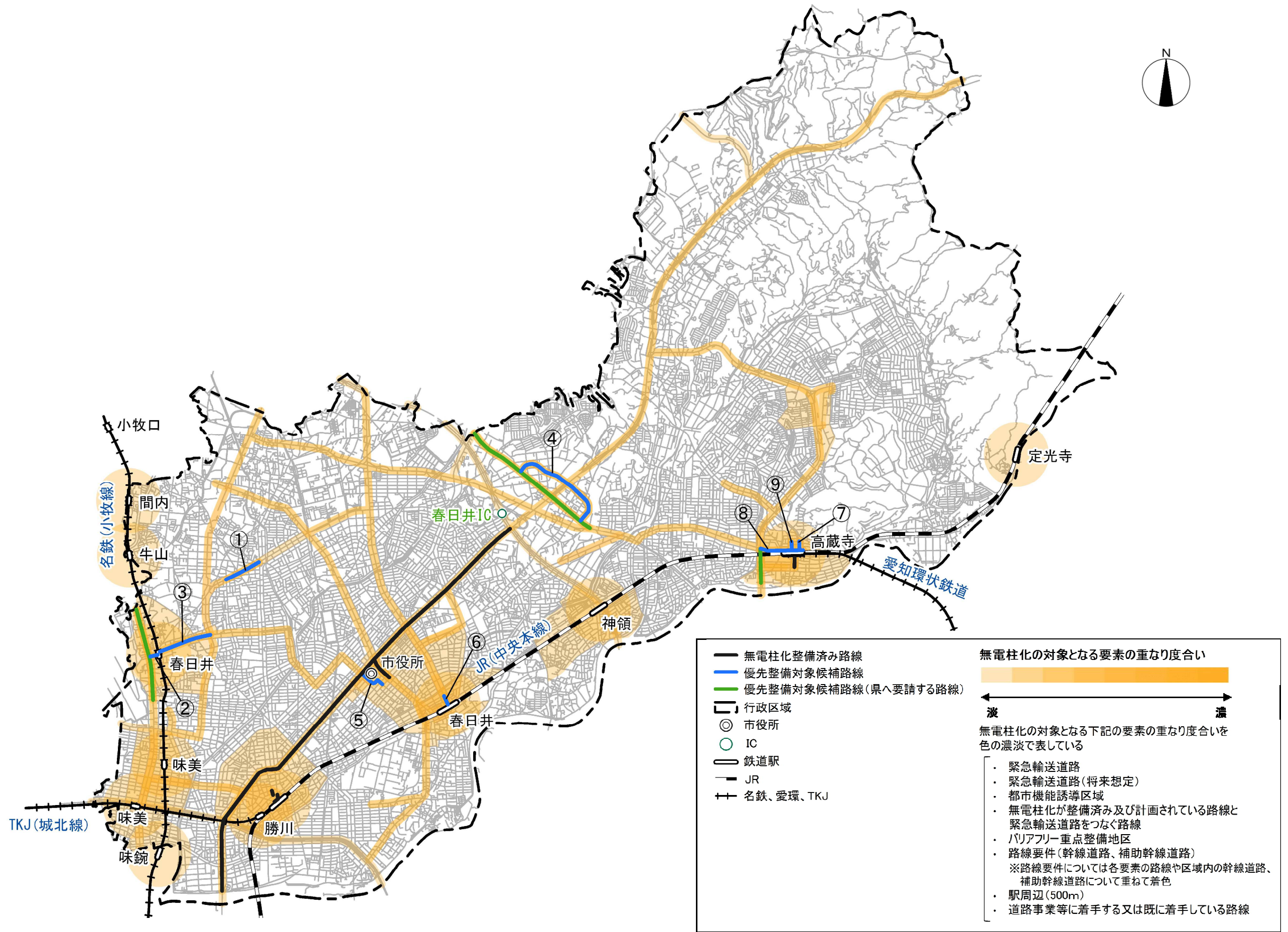


図 6 無電柱化優先整備対象候補路線図

5 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

5.1 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、地中化による無電柱化と地中化以外による無電柱化に分類されます。

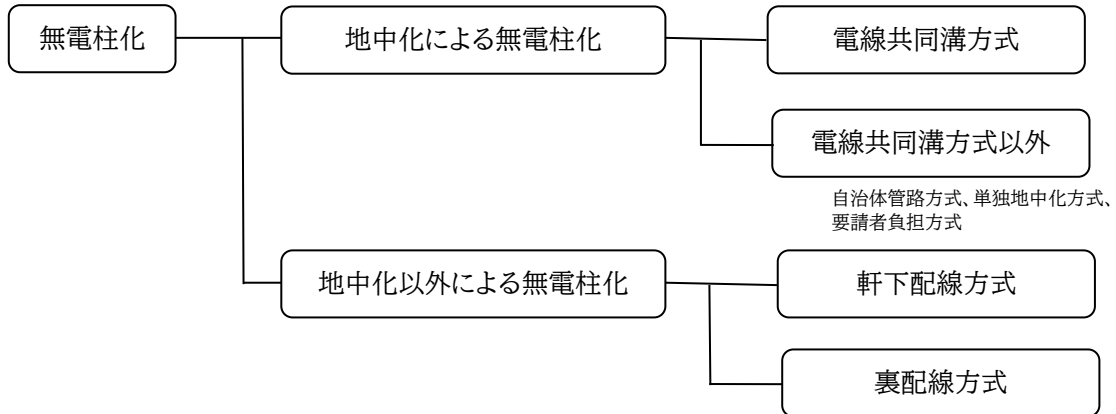


図 7 無電柱化の整備手法（出典：愛知県ウェブサイト）

(1) 地中化による無電柱化（電線共同溝方式）

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等を積極的に採用します。



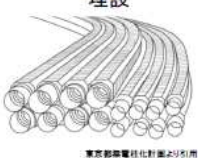
	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)
整備手法	現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設  直接埋設の事例(京都)	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設  FEP管のイメージ
取組状況	・浅層埋設基準を緩和 (平成28年4月施行)	・モデル施工(平成28年度～) ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定 (平成28年9月施行)	・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ (平成27年12月) ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査 (平成28年度) ・実証実験を実施 (平成29～30年度)	
・「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き -Ver.2-」を作成し、自治体へ配布(平成31年3月発出)				
・各整備局の電線共同溝技術マニュアル改正				

図 7-1 低コスト手法の取組概要（出典：国土交通省ウェブサイト）

小型ボックス(イメージ)



直接埋設(イメージ)

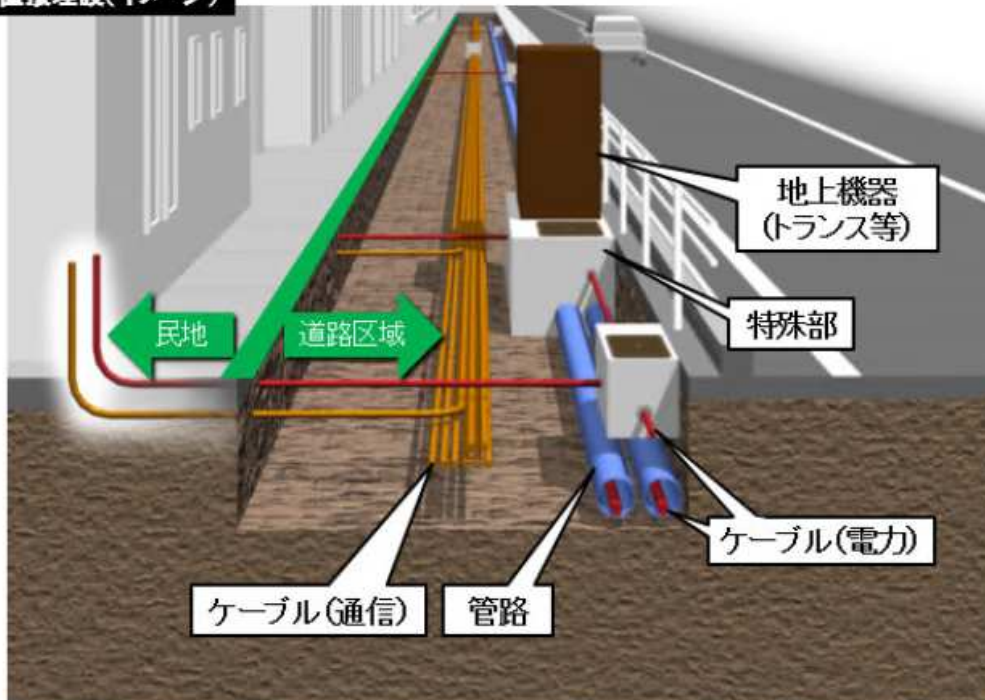


図 7-2 低コスト手法のイメージ (出典：国土交通省ウェブサイト)

5.2 無電柱化事業の費用負担

無電柱化事業の費用負担は、整備手法によって異なるため、電線管理者等の関係機関と十分調整して整備を推進します。

(1) 電線共同溝方式

道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法です。電線共同溝本体は道路管理者が費用負担し、変圧器・電線等は電線管理者が費用を負担します。

(2) 自治体管路方式

地方公共団体(道路管理者以外)が管路設備の整備及び管理を行い、電線管理者が管路設備以外の整備及び管理を行う方式です。構造は電線共同溝と同様な管路方式が中心であり、管路設備は、道路占用物件として地方公共団体が管理します。

(3) 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で管路設備の敷設を行う整備手法です。管路等は、電線管理者が道路占用物件として管理します。

(4) 要請者負担方式

原則として、全額要請者が費用を負担します。

5.3 占用制限制度の的確な運用

電柱の占用制限等の制度の的確な運用に向けて、国や県がすでに実施している緊急輸送道路における新設電柱の占用制限措置について、本市においても電線管理者への意見聴取を行い検討するとともに、一定区間の新設道路について占用制限を活用していきます。また、国において方針が示されている新設電柱に係る占用制限措置の対象拡大や既設電柱の占用制限措置の実施、道路の地下に設置した電線等に関する占用料の減額措置についても、国の動向を踏まえて検討します。

5.4 関係者間の連携の強化

(1) 推進体制

具体的な無電柱化の実施においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等の設置を検討します。

(2) 工事・設備の連携

本市の管理する道路において、道路事業等やガス、水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、春日井市道路占用連絡協議会等の工事関係者が集まる会議等を活用し、相互の工事を調整しコスト削減や工期の短縮を図るとともに、関連事業者と積極的に連携を図ることで効率的に整備を進めます。

(3) 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設等の公有地や民地の活用を管理者の同意を得て検討します。

なお、2021年(令和3年)の道路法改正により、緊急輸送道路等の沿道区域において、倒壊による道路閉塞の可能性がある電柱等の工作物を設置する際に、道路管理者への届出を要することとし、必要に応じて勧告する制度が創設されたことから、今後取りまとめられる国のガイドラインに準じ、動向等を踏まえながら無電柱化を含めた道路閉塞の防止に向けた円滑な運用を図ります。

(4) 他事業との連携

地域の課題等を踏まえ、道路事業や土地区画整理事業等他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

(5) 電線管理者との連携

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請するとともに、施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力します。

6 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

6.1 市民等への啓発

無電柱化を推進するためには、市民等の理解や協力が必要不可欠であることから、無電柱化の実施状況、効果等について、広報等を活用して周知し、理解を広げます。

6.2 無電柱化に関する情報収集・共有

国及び愛知県と連携し、低コスト手法や施工事例、最新技術等を始めとする無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取組について、国や他の地方公共団体との共有を図ります。

6.3 計画の進行管理

着実に無電柱化を推進するため、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、実施状況や上位計画の状況等を踏まえて、進行管理を行います。進行管理の手順は、PDCAサイクルを基本とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

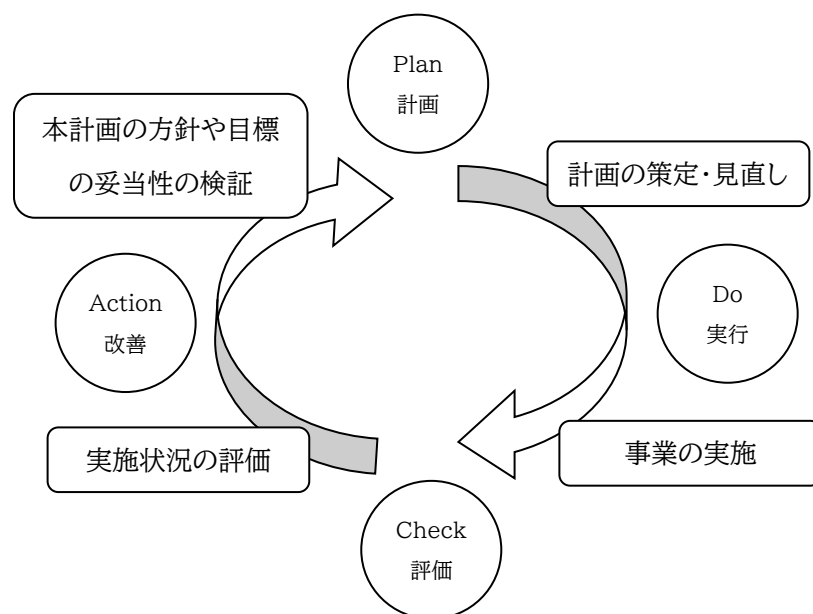


図 8 無電柱化の推進に向けた PDCA サイクル

春日井市無電柱化推進計画

2022年（令和4年）8月

発行 春日井市

編集 まちづくり推進部都市政策課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話（0568）81-5111（代表）

URL <http://www.city.kasugai.lg.jp/>